

神立駅西口地区土地区画整理事業 ニュースレター (No.8)

平成 25 年 4 月 24 日

春暖の候 皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、土地区画整理事業も事業計画の認可を受け本格的に事業がスタートしております。
減価買収した土地で、建物の解体が終わった箇所も見られるようになりました。
一部事務組合事務局においては、土浦市から斉藤局長補佐が配属になりました。
今後も、事業を計画的に推進して参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事業のスケジュールについて

H 2 5 4 月～9 月 減価買収（公共用地の先買い）
6 月～H 2 6 . 3 月 建物補償調査、公共施設の基本設計・実施設計、
施工計画（工事工程、移転計画）、換地設計

H 2 6 . 4 月には、概ねの移転計画が提示できます。

H 2 6 . 9 月予定 仮換地の指定
H 2 6 . 1 2 月予定 一部工事着手

H 2 6 . 9 月 仮換地の指定をして、建物補償が確定し、
移転するまでは、従前の土地が使用できます。

今後の予定について

- 補償に関する勉強会（6 月予定）
※ 説明会等を開催する場合は、事前に通知文をお送りいたします。

土地区画整理審議会の設置について

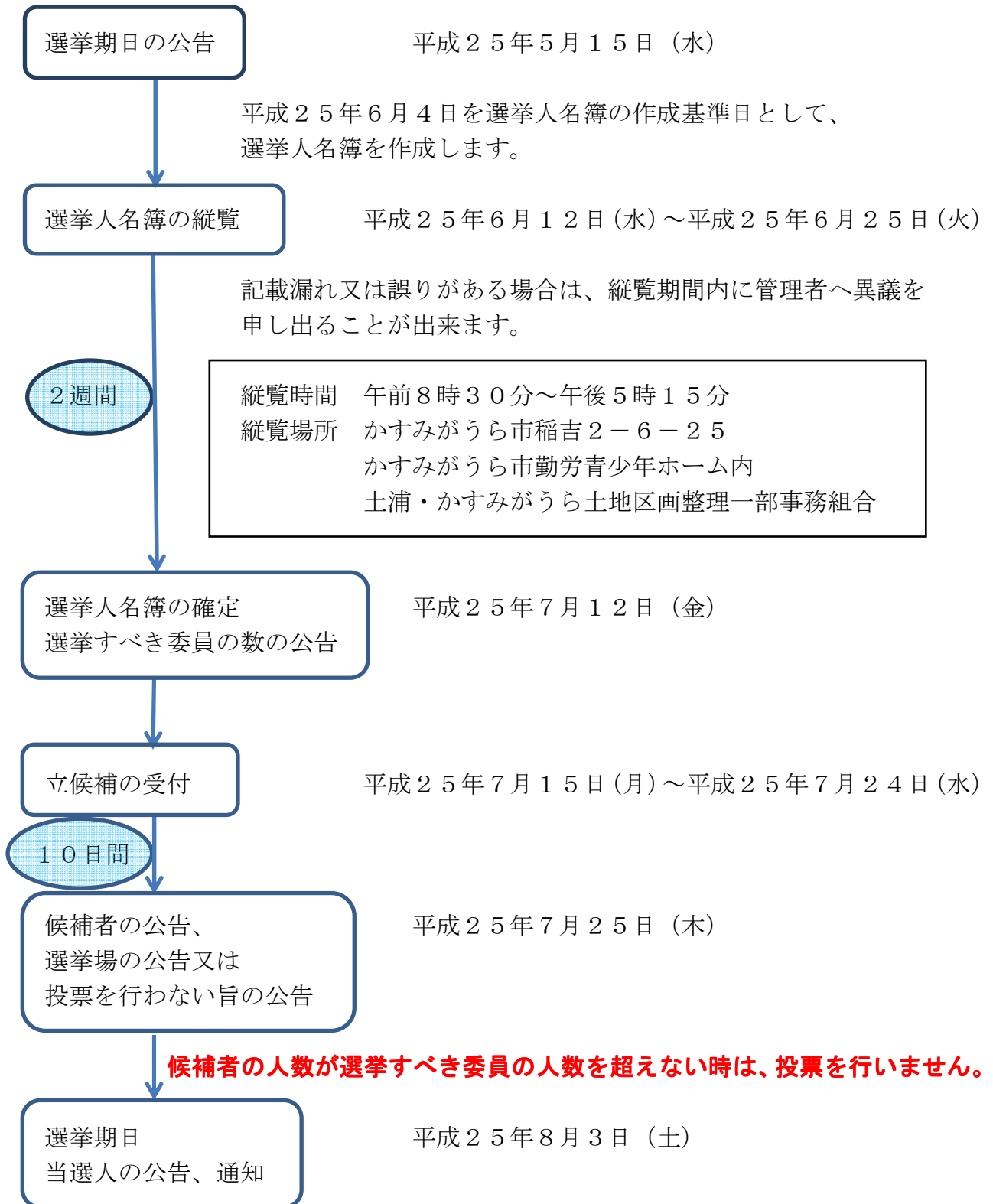
「土地区画整理審議会」は、事業の公平性を確保するために、権利者を代表し、換地計画や仮換地の指定などの事項について、意見を述べたり同意をするなど事業の中で、重要な役割を持つ組織です。

「土地区画整理審議会」は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」と、学識・経験を有する方を管理者が任命する「学識経験者委員」で構成されます。
神立駅西口地区では、「権利者委員」8 名、「学識経験者委員」2 名の計 1 0 名になります。

「権利者委員」は、選挙で決定し、「学識経験者委員」は、管理者が任命します。

土地区画整理審議会委員選挙の日程と内容

選挙の投票日は **平成25年8月3日（土）** です。



～問い合わせ先～

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合

☎ 029-886-3085